

平成23年度

松戸市国民健康保険及び千葉県後期高齢者医療制度人間ドック費用補助事業について

1 対象者

- (1) 松戸市国民健康保険に加入している40歳から75歳の誕生日前日までの者で、同一年度内に松戸市の特定健康診査を受信していない者で「特定健康診査受診券」「国民健康保険被保険者証」を提示した者。
- (2) 千葉県後期高齢者医療制度に加入しており、かつ、松戸市に住民登録又は外国人登録をしている者で、同一年度内に後期高齢者健康診査を受診していない者で、「松戸市健康診査共通受診券」「後期高齢者医療被保険者証」を提示した者。

2 人間ドック委託健診機関に関する用語の意味

- (1) **人間ドック** 総合的に健康診断を行い、自覚症状のない潜在する病気の発見の他、適切な保健指導を受けて将来の健康保持に役立たせるための一方法であり、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療の確保法」という。）に基づく特定健康診査（以下「特定健診」という。）の健診項目のすべてと肺がん検診、大腸がん検診、胃がん検診のいずれかのがん検診を実施していることをいう。
- (2) **健診機関** 市が委託する検査医療機関で人間ドックを実施する病院又は診療所をいう。

3 人間ドック費用の補助申請

人間ドック費用の補助を受けようとする者は、健診機関における受診時に、「人間ドック費用補助申請書兼同意書」を記入するものとする。なお、「人間ドック費用の補助申請書兼同意書」の記入により、人間ドックの結果票を松戸市に提出することについて同意したものとする。

4 補助の回数

補助を受けることができる回数は、同一年度内において1回とする。

5 補助額

補助額は、一人につき **15,000円**とする。